平成２９年（フ）第１９９３号
大阪市生野区巽南１丁目１番９号　プレジデント楠　305　吉岡方
債務者　飛松商店こと　飛松　卓也
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１２３号
大阪市生野区巽西３丁目16番16号
債務者　加藤工務店こと　加藤　嘉久
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１２４号
大阪市生野区巽西３丁目16番16号
債務者　加藤　通子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３２０号
大阪府吹田市岸部北２丁目28番３号
債務者　お食事処千鳥こと　市川　玉子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４４６号
大阪府東大阪市渋川町１丁目９番10号　フレーシア布施　206号
債務者　大川　雅之
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４５０号
大阪府大東市深野４丁目５番79号　さくらヴィラ大東205号
債務者　立花八重子
法定代理人成年後見人　田中　太典
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４７０号
大阪府守口市藤田町２丁目７番９号　205号室、前住所大阪府守口市藤田町２丁目20番２号
債務者　岡田　桂一
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４９３号
大阪府東大阪市長瀬町１丁目９番15号
債務者　吉田　治樹
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５４６号
大阪市淀川区十三東２丁目６番26―702号
債務者　仲田　雄介
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５５３号
大阪府東大阪市南上小阪６番23号　第一塚本コーポラス　106
債務者　小原　　昭
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６０７号
大阪市住吉区南住吉２丁目22番３号　クリーンポート住吉　103号
債務者　北口　　真
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６２２号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目５番17号　グランド　532号、前住所大阪市西淀川区歌島２丁目７番９号藤井マンション303号室
債務者　赤間　　浩
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７３０号
大阪府茨木市小柳町12番24号　マカハウエスト　102号
債務者　松浦梢こと　魏　　梢
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７３８号
大阪府豊中市利倉西１丁目５番10―301号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目34番16号
債務者　スナックＭＡＨＡＬＯこと　小濱和香子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７６５号
大阪府守口市菊水通１丁目16番23―302号
債務者　緒方　里恵
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８９４号
大阪府東大阪市荒本北２丁目２番37―802号
債務者　中本　敏介
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９３２号
大阪市東淀川区下新庄３丁目８番18号　ベルメゾンステラ　401号
債務者　寺田美代子
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部